

令和3年7月19日

保護者様

神 埼 市 教 育 委 員 会
教 育 長 末 次 利 明
神 埼 市 立 神 埼 小 学 校
校 長 庄 嶋 巖

夏季休業中の感染症対策のご協力のおねがい

盛夏の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より神崎市および本校の学校教育についてご協力をいただきありがとうございます。

さて、7月21日（水）から35日間の夏季休業となります。この夏季休業期間中において、児童・生徒は多くの方々とふれあう機会があると思います。現在、県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況は小康状態にありますが、まだ終息しているとは言えません。そこで、夏季休業期間中におきましても、下記の対応について、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な感染症対策の徹底

(1) 毎日、家庭での健康観察をお願いします。

・毎日、家庭で検温をしていただき、児童・生徒に発熱等の風邪の症状が見られる場合は、外出を控え、医療機関を受診してください。

(2) 「3つの密」を避けるようお願いします。

・地域の感染状況を把握するとともに、感染のリスクが高い場所との往来は避けるようにしてください。

(3) 外出する際は、マスク着用をお願いします。

・ただし、熱中症予防の観点から、感染のリスクが低い状況ではマスクを外すことも必要です。

(4) 外出から帰宅した際は、手洗いとうがいの徹底をお願いします。

・外出中でも、咳やくしゃみ、鼻をかんだ時、トイレのあと、共通の物に触れたあと等は手洗い・手指消毒をしてください。

(5) 自宅でも、こまめな換気をお願いします。

・気温が高い日が続くことが予想されます。窓を閉めて、エアコン稼働させることが多くなると思いますが、こまめな空気の入換えを心がけてください。

2 感染が疑われる、または感染が判明したときの対応

以下の(1)～(4)の場合は、速やかに学校へ連絡をお願いします。なお、きょうだいが小学校と中学校に在籍されている場合は、どちらの学校にもご連絡をお願いします。

(1) 児童・生徒や同居家族が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合。

(2) 児童・生徒や同居家族が、保健福祉事務所や医療機関の判断により、新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査、抗原検査など）を受けるようになった場合。

(3) 児童・生徒や同居家族が濃厚接触者に特定された場合。

(4) 児童・生徒や同居家族に発熱等の風邪の症状が見られる等、感染が疑われる場合。

3 連絡先

・平日（8時～17時）	・・・神埼小学校（TEL 0952-52-4175）
・平日（17時～翌日8時）	・・・神崎市教育委員会学校教育課（TEL 0952-37-3592）
・土・日曜日（終日）	・・・神崎市教育委員会学校教育課（TEL 0952-37-3592）

なお、8月11日（水）～17日（火）は、すべて神崎市教育委員会へご連絡ください。